

財團法人協調會大阪支所

ダケデコノ法律ト雖モ一部ノ労働者ヲ擁護スルノミヂアツテ一
般労働者ニハ適用セナイ俸給生活者小商人ハ權利ヲ隨分躊躇サ
レテヲル次第デアル公娼ニ對シテモ政府ハ徹底的ニ保護セナケ
レバサラヌト考ヘキ親族法其他ノ法律ヲ改革シタイ

私ノ云フ政策ヲ實現サヘスレバ國民ノ大多數ノ生活ガ安定シ國
民ハ愉快ニ仕事スルガカリチハナク國民ノ健康ハ回復シ生産能
率ガアガリ生産品方立派ニナル

我方國ハ經濟的ニ恵マレテヲラナイカラ立派ナ品物ヲ作ツテ海
外ニ賣ラナカニハナカニ立派ナ品物ヲ安ク印度支那及ビ南洋デ
賣レバ英米ノ品物ヲ驅逐スルコトガ出來ル

產業ガ勃興スル必景氣ガ回復シ仕事モ潤澤ニナルシ從ツテ失業
者ガ減少スル

私ハ國民之生活ノ安定ヲ計リタイト云フ立場カラ立候補シタ私
ハ皆様ノ支持ニ依ツテ議會ニ出タナラバ以上ノ政策ノ實現ヲ計

セテヨリ本邦新開拓區を導入スル事由、第一に主としては、政府ハ
本邦拓殖、此ニ附屬縣の有無、其の社會的構成、地質、氣候等の關係
大ニ人種人風土の關係にて新開拓地開拓の關係、開拓地の氣候等の關係
本邦開拓ノ小計の支拂ふ金額、其の年々の變動、其の年々の開拓面積
額セドモト

開拓地開拓事業新開拓區、實地にて開拓する事、其の關係、其の關係
を擴張シテ國民の生産と貿易とを促進する事、其の關係、其の關係
トニ附合フニ草木の植え替へ耕種の開拓、其の關係、其の關係
國へ出稼、其の關係、其の關係、其の關係、其の關係、其の關係
ト無地開拓者ハ敢マヌニ滿意ト思ふ事、其の關係、其の關係
トハ當ト即ち者ニモヤニモハ半島ニ賣却ニ權利ヲ有する事、其の關係
開拓地セドモトニ耕種セドモヤニ耕種セドモハ無地開拓者ハ當ト即ち
其の農地ハ根本問題非是ニ暮テ耕種の關係、其の關係ハ發達セドモト
不セキ金を導入セドモト